失 業 認 定 申 告 書

1	失業の認定を	一見した就職	た 又は就労 \ は○印、内 は手伝いを			1	2	3	4	5	6	7		1	2	3	4	5	6	7	
	:けようとする	た日			Ī	8	9	10	11	12	13	14		8	9	10	11	12	13	14	
期	間中に、就職、	した	した日は×印を 右のカレンダー		月	15	16	17	18	19	20	21	月	15	16	17	18	19	20	21	
就労、内職又はに記			入してくだ		`								,								
	伝いをしまし		Lar.		-	22	23	24	25	26	27	28		22	23	24	25	26	27	28	
たか。 □ しない					29	30	31						29	30	31		1				
2 内職又は手伝いをして収入 は、収入のあった日、収入額、			て収入を得た人収入を得た人収入		又入のあった日		-	月		i		又入額				何日分の収入か			日分		
					収入のあった日収入のあった日			月月月		日: 収入額				円 : 何日分の収入 円 : 何日分の収入			日分日分				
何	「日分の収入かる	を記入して	記入してください。			.のあった日		月			日 収入額				何日分の収入が					日分	
3	失業の認定を受	そけようとで	する期間中に	引き続い	て就	職先	を探	しまし	たか。												
			(1) 求職活動をどの																		
			求職活動の方法			活動日			利用した機関の名称				求職活動の内容								
			(イ)公共職業安定所による 職業相談、																		
			職業紹介等																		
		(中)民間	(ロ)民間職業紹介機関に																		
			よる職業相談、職業																		
			紹介等																		
		. , , ,	(ハ)労働者派遣機関に よる派遣就業相談等																		
		701																			
	イ 探した		(二)公的機関等による																		
		職業権	相談等																		
													合には、下欄に記載してください。								
		事	事業所名、部署					応募方法		職種 (イ)			応募の動機) 知人の紹介			応募の結果					
			(電話)									(口) 弟	閒広告								
													t職情報誌 (ンターネ ₎	ット							
		(電話)							t) その他 ィ) 知人の紹介								
												(口) 亲	口)新聞広告								
											(3		、)就職情報誌 -)インターネット								
_	→ 1/2 + 1× 1×		(電話) (その理由な具体的に記載)			モナ	1 >)					(ホ) そ	との他								
	ロ 探さなか (その理由を具体的に記載しった					, /c.e	(' ₀)														
4		イ 応	じられる	応じら																	
4 今、公共職業安 定所から自分に		口応	ロ 応じられない			(ィ) 病気やけがなど健康上の理由															
	 した仕事が紹 ↑されれば、す			(ロ) 個人的又は家庭的事情のため (例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため) (ハ) 就職をしたため又は就職予定があるため																	
	゛に応じられま ¯か。			(ハ) 就職をしたため又は就職予定があるため (二) 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため																	
9	// * ₀		(赤)				(ホ) その他()														
_	お 陸 し こ ノ い					(1)公共職業安定所紹介						〔就職先事業所〕									
5 就職もしくは 自営を開始した 人又はそんが記入 してください。		□就	□就職			(2)職業紹介事業者紹介 (3)自己就職															
						月 日より就職(予定)															
						月 日より自営業開始															
			Ħ					(予定	<u>₹</u>)												
上記	己のとおり申告			_																	
		年	月		a 1154 -	たいともロ	ı ∧ ≓	124		支	給 1	番 号	(_)					
			伊 余川県市町村職員:				退職手当組合長 様					受給資格者氏名									
																		, -			
※ 確 認								\dashv									/				
認								1									1			1	

注意事項

- 1 この申告書は、管轄公共職業安定所から証明を受けた「基本手当に相当する退職手当等請求書」に添えて組合長に提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、基本手当に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 3 1欄及び3欄の「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の失業の認定日から今回の認定日(この申告書を提出する日)の前日までの期間をいう。ただし、今回の認定日が求職申込み後初めての認定日である場合は、求職申込みの日から今回の認定日の前日までの期間をいう。
- 4 1欄の「就職」又は「就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであつて、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの(4時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。)をいうものである。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである(無償のボランティア活動など下記5に該当するものを除く。)。
- 5 1欄及び2欄の「内職又は手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合、すなわち事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いた場合又はボランティア活動をした場合などで、原則として1日の労働時間が4時間未満(雇用保険の被保険者となる場合を除きます。)であつて、「就職」又は「就労」とはいえない程度のもの(1日の労働時間が4時間以上であっても、1日当たりの収入額が賃金日額の最低額未満の場合はこれに含まれることがあります。)をいうものである。

なお、「内職」又は「手伝い」による収入を得ていない場合でも1欄に記入すること。

- 6 3欄のイに○印を付けた人は、3欄の表に必要な事柄を記載すること。
- 7 3の(2)欄には、3の(1)欄の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合に、応募した 事業所名等を記載すること。なお、「事業所名、部署」欄には、事業所名及び部署名のほか、その部署の 電話番号をあわせて記載すること。

また、「応募方法」欄には、書類の郵送、直接の訪問など求人に応募した方法を具体的に記載すること。

- 8 4欄の口の(ホ) その他に○印を付けた人は、公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を() の中に具体的に記載すること。
- 9 ※印欄には、記載しないこと。